

障害者雇用促進企業等及び障害福祉サービス事業者等からの物品等の調達等に関する取扱いについて(概要)

福祉部ユニバーサル推進課・産業労働部能力開発課

制度の趣旨

この取扱いは、県の物品及び役務（工事関係を除く）の調達にあたり、契約の公正性の確保、経済性の確保及び適正履行の確保並びに予算の適正な執行に配慮しつつ、障害者の雇用に努める県内の企業及び障害福祉サービス事業者等の受注機会の拡大を図り、障害者の雇用の促進及びその職業の安定並びに福祉的就労の促進を図ることを目的としています。

取扱内容

(1) 障害者雇用促進企業・ひょうご障害者ハート購入企業に対する優先的取扱い

次の対象業務に関し、県が指名競争入札または少額随意契約を行う場合、通常の指名業者数等に加え、次の対象者要件を満たす企業の中から、原則として、1者または複数の障害者雇用促進企業（多数障害者雇用企業を含む）またはひょうご障害者ハート購入企業（多額購入企業を含む）を追加します（ただし、地元もしくは地元近隣に当該役務や物品を取り扱う者がいないケースや、中小企業者等の健全な受注環境を配慮する必要があるケース等はこの限りではありません）。

【対象業務・対象者について】

- ・ **対象業務**：物品の購入（印刷物等を含む）・借入れ、役務の提供（業務の委託を含み、建設工事関係のものを除く）

・ 対 象 者：

■障害者雇用促進企業

物品関係入札参加資格者名簿に登録され、県内に事業所を有する企業であって、令和7年6月1日現在において、①障害者の法定雇用義務を満たすとともに、②県内事業所において雇用する障害者数が常用雇用労働者数の3.6%以上かつ2人以上である者で、知事の認定を受けた者（専門的な見地からの判断が必要な場合は学識者に意見聴取を行う）

■ひょうご障害者ハート購入企業

物品関係入札参加資格者名簿に登録され、県内に事業所を有する企業であって、令和7年6月1日現在において、①障害者の法定雇用義務を満たすとともに、②県内の障害福祉サービス事業者等^(※)から年間100万円を超える物品の購入または役務の調達を行っている者で、知事の認定を受けた者（専門的な見地からの判断が必要な場合は学識者に意見聴取を行う）

※障害福祉サービス事業者等…障害者総合支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、就労移行支援、就労継続支援）を運営する法人、同条第11項に規定する障害者支援施設を運営する法人、同条第27項に規定する地域活動支援センターを運営する法人、小規模作業所の設置者、共同受注窓口団体（特定非営利活動法人兵庫セ ルプセンター）、在宅就業支援団体が該当します。

(2) 障害福祉サービス事業者等に対する優先的取扱い

次の対象業務に関し、県が少額随意契約を行う場合、見積書を徴する相手方を次の対象者1者に限ることが出来ます。

【対象業務・対象者について】

- ・ **対象業務**：物品の購入、簡易な印刷、簡易な役務の提供、簡易な業務の委託等、障害福祉サービス事業者等で取り扱っている物品の調達及び役務の提供で、予定価格が少額随意契約の限度額の範囲内のもの
- ・ **対 象 者**：障害福祉サービス事業者、小規模作業所、共同受注窓口団体等

(3) 多数障害者雇用企業、多額購入企業、障害福祉サービス事業者等に対する特例

次の対象業務に関し、県は、見積書を徴する相手方を次の対象者要件を満たす者に限った上で随意契約ができます。

【対象業務・対象者について】

・ **対象業務**：施設の清掃等の維持管理業務、障害者関連調査業務の委託及び情報サービス提供業務の役務の提供等で、主として障害者が直接従事することが見込まれる業務であって、予定価格が 500 万円以内のもの

・ **対 象 者**：

■ 多数障害者雇用企業

障害者雇用促進企業のうち、県内事業所において雇用する障害者数が常用雇用労働者数の 20%以上かつ 5人以上である者で、知事の認定を受けた者（専門的な見地からの判断が必要な場合は学識者に意見聴取を行う）

■ 多額購入企業

ひょうご障害者ハート購入企業のうち、県内の障害福祉サービス事業者等から年間 500 万円を超える物品の購入または役務の調達を行っている者で、知事の認定を受けた者（専門的な見地からの判断が必要な場合は学識者に意見聴取を行う）

■ 障害福祉サービス事業者、小規模作業所、共同受注窓口団体等

この取扱い、原則として、対象者 1 者につき 1 会計年度（4 月～翌年 3 月まで）に 1 回とし、かつ総額 500 万円以内に限ることとします。

ただし、次に掲げる企業等については、この規定を適用しません。1 会計年度に複数回発注できます。

（ア）多数障害者雇用企業のうち、常用雇用する障害者数が 10 人以上である者

（イ）障害者総合支援法に規定する就労移行支援事業もしくは就労継続支援事業を運営する法人、共同受注窓口団体

(4) 優先的取扱いによる受注業務の一括再委託等の禁止

優先的な取扱いを受けた者は、原則として、受注した業務の全部又は大部分を一括して他の者に再委託することができません。

(5) 中小企業者等の健全な受注環境への配慮

県内の中小企業者等の健全な受注環境に配慮しつつ、この取り扱いを行うこととしています。